

南魚沼市産後ケア事業のご案内（宿泊型・日帰り型）

産後ケア事業とは、「家族からサポートを得ることが難しく、身体を休められない」「授乳や育児がうまくいかない」などお母さんの心身の回復を助けること、授乳や赤ちゃんのお世話で不安のあるお母さんをサポートする事業です。産後のお母さんと赤ちゃんが利用でき、宿泊型・日帰り型・訪問型があります。（訪問型は別紙案内）

《利用できる方》

南魚沼市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- ① 産後に心身の不調や育児不安がある方
- ② 家族などから十分な家事、育児等の援助が受けられない方

※病気やケガで治療が必要な方や感染症（インフルエンザ等）の疑いがある方は、利用できない場合があります

《利用可能な医療機関》

医療機関名	住 所	利用可能期間
たかき医院	十日町市馬場丙 1550 番地 1	産後 3 か月未満
魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132 番地	産後 4 か月未満

《産後ケアの主な内容》

- ・ お母さんの健康管理、乳房ケア、生活面の指導
- ・ 赤ちゃんの発育状態のチェック
- ・ 授乳、沐浴等の育児指導、育児相談



《利用期間・料金》

利用区分	利用期間等	1 日あたりの利用料※
宿泊型	1 泊 2 日あたり 3 食付。 午前 9 時～翌日午後 5 時	市県民税課税世帯 3,000 円 市県民税非課税世帯 無料 生活保護世帯 無料 （1 泊 2 日＝1 日利用料×2 日）
日帰り型	日帰りで昼食付。 午前 9 時～午後 5 時	
	宿泊型と日帰り型の通算で 7 日以内	市県民税課税世帯 2,000 円 市県民税非課税世帯 無料 生活保護世帯 無料

※利用料を決定するため、市が世帯の住民基本台帳および課税状況を確認いたします

南魚沼市産後ケア事業 申請から利用までの流れ（宿泊型・日帰り型）

1. 申請

- ①南魚沼市役所 こども家庭サポートセンター（電話 025-775-7902）または保健課の保健師（電話 025-773-6811）にご相談ください。
- ②こども家庭サポートセンター窓口へ申請にお出でください。
医療機関への申し込みは、こども家庭サポートセンターが行います。

2. 利用承認通知書を交付

申請書の内容を審査し、ご自宅に「利用承認通知書」を送ります。
利用の際、母子健康手帳と一緒に医療機関へお持ちください。

3. 医療機関へ持ち物などを電話で確認

ご自身でも医療機関へ電話して、利用日時や持ち物などをご確認ください。
（たかき医院代表：025-758-2361、魚沼基幹病院代表：025-777-3200）
時間の変更は、直接医療機関とご相談ください。

○持ち物

《共通》利用承認通知書、母子健康手帳、利用料

《日帰り型》オムツ、おしりふき、ミルクと哺乳瓶（必要な方）など

《宿泊型》

赤ちゃん：オムツ、おしりふき、ミルクと哺乳瓶（必要な方）、着替えなど

お母さん：洗面用具、パジャマ、着替え、タオルなど宿泊に必要な物

4. 産後ケア事業を利用

医療機関へ利用料の支払いをしてください。

5. 帰宅

自宅へ戻られてからも、必要に応じて地区担当保健師がサポートします。
お電話でご相談ください。

申請・お問い合わせ

〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1

南魚沼市役所（南分館 1F） こども家庭サポートセンター

電話 025-775-7902